

「学生と企業の交流強化事業（学生と県内企業若手社員との交流会）」
業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、「学生と企業の交流強化事業（学生と県内企業若手社員との交流会）」業務の企画・運営等に関する業務の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

「学生と企業の交流強化事業（学生と県内企業若手社員との交流会）業務委託仕様書」のとおり。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託業務に関する予算額（契約上限額）

金 3,400 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※この契約上限額とは別に、契約手続きの中で予定価格を設定します。

5 プロポーザル申込み及び質問の受付

(1) プロポーザルの参加手続き

プロポーザルへの参加を希望される場合は、令和8年3月9日(月)16時までに以下の参加申込用フォームよりお申し込みください。

(参加申込用フォーム) <https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/DTmekoNC>

(2) 質問及び回答

委託業務に関する質問は、令和8年3月9日(月)16時まで、以下の質問用フォームにて受け付けます。

回答は、令和8年3月11日(水)までに全ての参加者に通知します。

(質問用フォーム) <https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/P7bzoKLL>

6 プロポーザルの参加資格、条件等

(1) 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。

(2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 次のいずれにも該当しない者。

ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常

時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者。

エ 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者。

7 企画書等の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

企画の意図、広報の展開案、実施手法・イメージ、参加見込数、業務実施体制、スケジュールなどの提案内容が判断できるもの。

② 経費見積書

③ 会社概要(パンフレット等)

(2) 提出方法

(1)の提出書類を電子メールにて提出してください

【提出先】

富山県 商工労働部 多様な人材活躍推進室 人材確保推進課

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

MAIL: atayonajinzai@pref.toyama.lg.jp

(3) 提出期限

令和8年3月16日(月)16時(必着)

8 審査

(1) 審査方法

企画提案書による書面審査により採用者を決定します。

(2) 審査基準

次の項目等により審査します。

- ① 事業の趣旨に合った企画内容となっているか、また、全体的内容や実施方法に工夫は見られるか。
- ② 就職活動・採用活動に関する県内学生及び県内企業のニーズを反映した効果的な内容となっているか。
- ③ 学生が県内企業で働く魅力を理解し、今後の就職活動において、学生等が県内就職を意識付ける内容となっているか。

- ④ 事業の円滑な実施ができる組織、人員、業務負担になっているか。
- ⑤ 企画内容に対して見積もり金額は適切か。
- ⑥ 計画・準備作業を含め、期間内に確実に実施できるスケジュールとなっているか。

(3) 審査結果

後日書面で採否のみ通知します。審査結果に対して異議申し立てはできないものとします。

9 今後のスケジュール（予定）

3月9日(月)	参加申込・質問受付期限
3月11日(水)	質問の回答
3月16日(月)	企画提案書提出期限
3月中旬～3月下旬	審書面審査・審査結果通知
4月	契約締結・委託事業開始

10 その他

- (1) 次に掲げるものの提出は無効とします。
 - ① 所定の期日及び場所に提出のないもの。
 - ② 今回のプロポーザルに関する条件及びあらかじめ指示した事項に違反するもの。
- (2) プロポーザル参加に係る経費は、参加者負担とします。
- (3) 採用となった事業者とは、業務内容を別途協議の上、契約を締結します。
- (4) 業務委託により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属します。
- (5) 当事業は、国の交付金を活用した事業であり、会計検査等の対応が生じる場合があります。
- (6) 当事業は、国の交付金を活用するため、国からの交付額により予算額の変更が生じる可能性があります。
- (7) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。
- (8) この企画提案は、富山県議会に提出されている令和8年度富山県歳入歳出予算の成立を前提に実施するものであり、予算の議決がなされなかった場合は、企画提案審査結果の如何にかかわらず、事業の中止等の変更が生じる可能性があります。

11 問い合わせ先

富山県 商工労働部 多様な人材活躍推進室 人材確保推進課 林
〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7
TEL:076-444-4558 FAX:076-444-4405
MAIL: atayonajinzai@pref.toyama.lg.jp